

発議第3号

産業廃棄物最終処分場の設置に反対する意見書

標記について、高山市議会会議規則（昭和42年高山市議会規則第1号）第14条の規定に基づき提出する。

令和6年12月2日提出

提出者 高山市議会議員 伊 東 寿 充

賛成者 高山市議会議員 水 門 義 昭
上 嶋 希代子
松 山 篤 夫
倉 田 博 之
中 箴 博 之
西 田 稔
丸 山 純 平

産業廃棄物最終処分場の設置に反対する意見書

荘川町六所地区における大規模な産業廃棄物最終処分場（以下、「産廃処分場」という）の建設計画に対し、地元荘川地域だけではなく庄川下流域である富山県西部5市の関係者からも庄川流域の自然環境や水質保全、地域経済への影響など不安が広がっている。

産廃処分場の建設計画は、廃棄物の埋め立て期間中はもとより、埋め立て終了後の安定期間で50年を超える長期にわたり地域特性に十分配慮するものでなければならず、民間事業者は地域や下流域の安全を担保する持続的義務を負うことになる。庄川源流のひとつである現地に建設する産廃処分場は地域住民や流域住民にとって自然環境破壊以外のなにものでもない迷惑施設であるが、民間事業者の説明会等での対応は住民の理解を得ようという真摯な姿勢も見られず、地域住民からは不安と憤りの声が噴出している。

リスクを限りなくゼロに近づけるために地域住民の意見を参考に対策を講ずるという意識が感じられないばかりか、活断層の震度設定など基本的な想定が甘く法令等に示された基準さえ満たされれば問題なしとして開き直り、計画を押し通そうとする姿勢は誠実な対応とは言えず、踏み込んだ内容となった知事からの意見書に対しても、具体的な数値等が示されない中ではまったく期待が持てない。

事業者の建設計画では、このエリアが県の統合型GISにおいて震度6強という想定地域であるにもかかわらず、震度が低く設計されており、地震時の揺れの長さによる地盤変化を想定した対策も示されていない。国土交通省によれば、このエリアは「深層崩壊の恐れがある地域」とされており、活断層の位置や分布状況の把握と想定される影響について、エビデンスに基づく説明がなく、地盤のずれや崩れなど遮水シートに負荷がかかった状態での安全性について合理的な説明もない。昨今の気候変動にともなう線状降水帯の発生やゲリラ豪雨など、明らかに降雨の状況が変化してきている中で、過去の降水量をもとにした雨量算定では不安を払拭できない。

また、高さ115mにも及ぶ高盛土についても、凍上と融解を繰り返す寒冷地の特性の把握や降った雪が混ざらない盛土の方法について合理的な説明がない。現地は土砂災害特別警戒区域の指定が予定されている傾斜地であり、大量の土砂を堆積することに懸念がある。さらに、地下水を含む水源への影響について十分な調査が行われておらず、別荘地では井戸を専用水道として利用し、新たに表流水を利用した施設を整備中である。地域住民をはじめ下流域の住民の水質保全への危惧は高まっている。

よって、庄川の源流域であるこの地での施設設置には断固反対するものであり、許認可権者である岐阜県におかれては、今回のような大規模で複数の所管にかかる案件を適正に審査するための県庁内の連携を強化するとともに、上述した状況を勘案し、産業廃棄物最終処分場の設置を許可しないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月2日

高山市議会